

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（地域密着型特定施設入居者生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります
 ※印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
 ◎印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項	法人に関する書類		事業所に関する変更					加算										事業の廃止 ○ ◎		
	法人の名称・所在地・役員	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	区画等（★1）	管理員に関する変更	計画作成担当者の変更	事業所の所在地（★1）	事業所の名称	利用者の定員の変更	利用料	定期利用型	職員による算定の状況	個別機能訓練体制	夜間看護体制	書取り介護体制	介護職員処遇改善加算	休止 ○ ◎		再開	廃止
変更届出書（様式第4）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
法人の登記事項証明書（原本）又は役員会議事録等の写し	◎注2																			
【役員変更の場合】（管理員も役員に含む）各種誓約書（参考様式8）（別紙21）	◎注3			○注3																
運営規程の新旧対照表（参考様式7）	△			△注4	△注4		○	○	○	○注1	○	△	△	△	△	△				△
運営規程	△			△注4	△注4		○	○	○	○注1	○	△	△	△	△	△				○
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） （4週間分） ※他事業所に兼務の場合は、兼務先のものも併せて提出				○注4注5	○注4注5				○注5	○注1										○
経歴書（参考様式2）				○注5	○注5															
資格証明書の写し（婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等の確認ができる書類を添付のこと）													●	●						
介護支援専門員の登録証明書の写し					○															
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注5	○注5							●	●						
協定書・連携契約書（診療科目がわかるものも添付）						○														
利用料の積算がわかるもの（任意形式）										○										
事業所平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付）			○						○注9											
事業所の部屋別施設（参考様式4）			○						○注9											
主たる場所の写真（参考様式5）			○						○注9											
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係がわかるもの（不動産の登記事項証明書（原本）、固定資産税納付通知書の写し等）			○注7						○											
介護給付費算定に係る届出書（地域密着用）											○	○	○	○	○	○				
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載のこと											○	○	○	○	○	○				
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙4）												○	●	●						
地域密着型特定施設入居者生活介護各種加算体制届出書（別紙10）												●	●	●						
指定通知書の写し											●									
個別機能訓練計画の様式（任意形式）												●								
高度化対応指針														●						
体制確保が確認できる書類														●						
休止届出書（様式第6）																				○注9
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																				○注9
再開届出書（様式第5）																				○
廃止届出書（様式第6）																				○
・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																				○

◎ 登記事項証明書、戸籍抄本等の公的機関が発行するものは、3ヶ月以内に発行された原本の添付をお願いします。また、契約書等、写しを提出するものについては、原本証明をお願いします。

★1) 事前相談が必要です。

★2) 休止届・廃止届の締め切りは廃止日の1ヶ月前です。

注1) 人員変更は特別措置があります。詳しくは、NAGOYAかいこネットをご覧ください。

注2) 役員の変更が登記事項証明書（原本）で確認できない場合は、登記事項証明書に代え、役員会議事録（写）等の変更役員及び変更年月日を確認できる書類を添付してください。

注3) 住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更のみの場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。

注4) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注5) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注6) 定員減の場合は、添付する必要はありません。

注7) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は添付する必要はありません。

注8) 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出（最長6ヶ月）であり、状況によっては休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注9) NAGOYAかいこネットの「介護職員処遇改善加算について」をご覧ください。

※届出の控え（コピー）は必ず事務所で保管してください。